

## 市有地の一時貸付の募集

次の市有地の一時貸付を行います。

### ◆貸付物件

No.	所在	現況地目	地積	貸付料 単価（月額）	備考
1	藤枝市稲川 632	雑種地	3,031 m <sup>2</sup>	144 円 / m <sup>2</sup>	
2	藤枝市清里二丁目 582-2 582-47 586-2 586-6	雑種地 雑種地 雑種地 雑種地	401 m <sup>2</sup> 603 m <sup>2</sup> 90 m <sup>2</sup> 827 m <sup>2</sup> 計 1,921 m <sup>2</sup>	74 円 / m <sup>2</sup>	
3	藤枝市清里二丁目 634-2 634-4 666-2 666-6	雑種地 雑種地 雑種地 雑種地	277 m <sup>2</sup> 1,137 m <sup>2</sup> 298 m <sup>2</sup> 512 m <sup>2</sup> 計 2,224 m <sup>2</sup>	73 円 / m <sup>2</sup>	

(1)市有地全体の貸付けを原則としますが、一部のみの貸付けを希望される場合は事前にご相談ください。

(2)受付期間の終期は設けていませんが、貸付契約成立のほか、都合により受付を終了する場合があります。

### ◆申し込み方法

(1)下記の書類に必要事項を記載の上、資産管理課へ提出してください。

- ・市有財産貸付申込書
- ・誓約書

(2)申込書等の提出前には、必ず事前相談をお願いします。

(3)事前相談のなかった場合は、申込書等を提出していただいてもお断りする場合があります。

### ◆申込受付期間

令和7年1月8日（水）から令和7年2月7日（金）まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は期限内必着）。

なお、申込受付期間中に申込がない場合は、随時受付とします。

### ◆利用条件及び契約手続き等について

#### 1 利用目的

現状有姿での駐車場、資材置き場などの平面利用となります。

※利用の際には、関係法令を遵守していただきます。

次に掲げるものについては、貸付けができません。

- (1)住居、事務所などの建物の建設を目的とするもの。ただし、工事等現場事務所などの仮設のものは除く。
- (2)悪臭、騒音及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの
- (3)政治的用途又は宗教的用途に用いるもの
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 1 項に該当する風俗営業の用途及び同条第 5 項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
- (5)暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に該当する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員がその活動のために利用するもの
- (6)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 1 項各号に該当する団体、その役職員及び構成員がその活動のために利用するもの
- (7)公序良俗に反するもの
- (8)その他貸付けに適さないと判断されるもの

## 2 貸付期間

原則として、契約を締結した日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間とします。期間満了後の貸付の更新については、市の利活用がない場合に限り、両者協議の上、貸付期間を延長することができるものとします。

## 3 対象者

個人、団体、法人のいずれの方も申し込みできます。

※但し、次に該当する方は申し込みできません。

- 一 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者及び別表に定める者
- 三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づき、同法第 5 条の観察処分を受けた団体及びその関係者

## 4 貸付料

(1)上記貸付物件に記載のとおり

(2)契約締結日から 30 日以内に、藤枝市が発行する納入通知書により貸付料全額を一括して納めていただきます。

※貸付料は見直す場合があります。また、更新等により別途費用をご負担いただく場合があります。

## 5 契約の締結について

上記申込書の内容を確認した上で、賃貸借契約を締結します。なお、賃貸借契約書に

貼付する印紙は、借り受ける方の負担となります。

## 6 その他

- (1) 物件については、現状の貸付けとなりますので、必ず事前に現地を確認してください。また、物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその他の費用負担等については、市は対応いたしません。
- (2) 貸付物件の利用にあたっては、周辺地域の環境保全に十分配慮するとともに、事前に地元自治会及び周辺住民などに事業内容の周知を行い、理解を得るよう努めてください。

## 7 契約手続きの流れ

貸付希望者（借受人）	藤枝市（資産管理課）
	① 事前相談
→	② 市有財産貸付申込書及び誓約書の提出
	③ 内容確認
④ 契約書（2通）送付	←
⑤ 内容確認の上、2通に押印・うち1通に印紙（200円分）貼付・消印	
→	⑥ 契約書（2通）返送
⑦ 契約書（1通）・納入通知書送付	←
→	⑧ 指定金融機関にて貸付料の納付（契約締結日から30日以内）

※②から⑦まで概ね1～2週間

## 8 問合せ先

藤枝市財政経営部資産管理課（藤枝市役所西館3階）

藤枝市岡出山1-11-1

電話番号 054-643-3263（課直通）

054-643-3111（代表：内線3352）

# 誓 約 書

今回、私（当法人）が下記の市有財産を借用し、市有財産貸付申込書に記載のあるように、\_\_\_\_\_として利用するにあたり、近隣住民に迷惑をかけないように利用することを誓約します。

## 記

土地の所在	地 目	地 積 (㎡)	備 考

令和 年 月 日

藤枝市長 北村 正平 様

住 所

氏 名

⑩